

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 2 月 24 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

国 民 年 金 関 係 2 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500860 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500268 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 25 日の標準賞与額を 23 万 7,000 円、平成 20 年 7 月 25 日の標準賞与額を 24 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 25 日及び平成 20 年 7 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 19 年 12 月 25 日及び平成 20 年 7 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 25 日
② 平成 20 年 7 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の賞与の記録がない。それぞれの請求期間において賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る賞与明細書及び金融機関から提出のされた預金元帳の記録により、請求者は、請求期間①において標準賞与額 23 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を、また請求期間②において標準賞与額 24 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500933 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500094 号

第1 結論

昭和 40 年 5 月から昭和 46 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 5 月から昭和 46 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 40 年 5 月に A 市の自宅に来た社会保険庁（当時）の職員に国民年金の加入を勧められたことから、同月中に夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、同年同月からの夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚した昭和 40 年 5 月に A 市において夫婦の国民年金の加入手続を行い、同年同月からの夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、請求者の夫については、請求期間の国民年金保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、B 市において払い出された記号番号であり、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 46 年 2 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者は、昭和 46 年 2 月頃に B 市において国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、昭和 40 年 5 月に A 市において国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501060 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500095 号

第1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで

私の亡くなった父は、私が会社を退職した昭和 56 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金の被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和 61 年 8 月頃に払い出されたと推認できるところ、請求者の戸籍の附票によれば、請求者は出生から現在まで同一市内に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 61 年 8 月頃に行われたと考えられ、請求者が会社を退職した昭和 56 年 4 月頃に請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者の父親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500534 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500267 号

第1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで

A 社 B 支店にアルバイトとして勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間の厚生年金保険料が控除された記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が記憶する同僚を含む、A 社 B 支店の複数の従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が請求期間内に同支店においてアルバイトとして勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 B 支店は、請求期間当時の資料を保有していないため、請求者に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない旨回答している。

また、複数の従業員は、請求期間当時、A 社 B 支店では、アルバイトについては本人の希望により厚生年金保険に加入することになっていた旨回答している上、回答のあった者のうち、自身もアルバイトとして勤務していたとする複数の従業員は、自身が記憶する入社年月日より 2 ~ 3 年後に厚生年金保険資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから判断すると、同社では請求期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。